

行政委員会報酬等に関する調査票

資料4

行政委員会名 固定資産評価審査委員会

基本情報

1. 行政委員会の概要について

所掌事項	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定
委員定数	3人
委員の資格	当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者
選任方法	当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任
任期	3年
(現在の任期期間)	令和4年3月7日まで(山口氏)、同6月8日まで(松並氏)、同8月13日まで(長谷川氏)
報酬	委員長 日額 15,700円、委員 日額 13,800円

2. 業務内容

固定資産税の課税標準である価格は、固定資産評価基準に基づき評価することとされているが、この評価は、技術性・専門性が高いという側面を有している。そのため、より一層の適正公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨から、価格に対する納税者の不服については市町村長において処理することとせず、専門性を有する独立した中立的な機関によって審査決定することとなっており、各市町村に中立的・専門的な第三者機関として固定資産評価審査委員会が設置されている。

この委員会での具体的な業務は、納税者より、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合に審査の申出を受け、その価格が適正か否かについて、書面審理(市長の弁明書、審査申出人の反論書等による争点整理や事実確認等)や、実地調査等の事実審査を行うほか、必要であれば口頭審理等を実施した上で、委員会の心証を形成し、その後、申出に対する却下、棄却、若しくは全部又は一部の認容といった審査の決定を書面にて行う。

また、委員長の任期は条例で1年と定められており、毎年年度当初には、委員の互選による委員長選任等のため会議を開催している。

なお、このほか、阪神間の9市で構成される連絡協議会が年に1回開催されており、審査申出に係る情報を交換し、また、各市より議題を持ち寄り、議論することで専門性を高めるための研鑽の場となっているこの会議への出席も当市固定資産評価審査委員会委員の業務の一つである。

3. 権限の範囲

固定資産評価審査委員会は、独自の執行権限を持ち、市長から独立してその事務を自らの判断と責任において管理し、執行する立場にあり、その決定に係る市を被告とする訴訟では市を代表するなど、審査業務について最終的な責任を負う立場にある。

4. リスクの範囲(訴訟 等)

固定資産評価審査委員会の審査決定に対し、審査申出人よりその処分の取消しを求める訴えが提起された場合は、当該訴訟において市を代表する。

5. 特殊性、他市との差異 等

固定資産評価審査委員会の委員については、一定の資質等を確保するための基準及び手続が法定されており、また、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定を中心とする固定資産評価審査委員会の業務内容に照らせば、公正中立性に加え、専門性も求められる。

活動状況

1. 委員の活動状況(令和2年度実績)について

		活動日数	活動1回当たりの平均的な活動時間	年間の活動時間	出席委員数(延べ)	報酬総額(決算額、円)
委員会の会議	委員長	1	2	2	1	
	委員	1	2	2	2	
	計	2		4	3	
委員会の会議以外	委員長	0	0	0	0	
	委員	1	6	6	1	
	計	1		6	1	
合計	委員長	1		2	1	15,700
	委員	2		8	3	41,400
	計	3		10	4	57,100

「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、丹波篠山市、丹波市、川西市で構成される、阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会が年に1回開催されている。その年の各市の審査申出件数や内容等について情報を交換し、また、各市より議題を持ち寄り、その回答について発表し合った上で、質疑応答を行っている。

その他に、毎年、(一財)資産評価システム研究センターが、固定資産評価審査委員会運営研修会を実施しており、近年の審査申出の傾向を把握すること等を目的に、この研修へ参加することもある。

確認事項

1. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由

2. 日額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点

3. 金額設定等において考慮すべき点

固定資産評価審査委員会は、独自の執行権限を持ち、市長から独立してその事務を自らの判断と責任において管理し、執行する立場にあり、その決定に係る市を被告とする訴訟では市を代表するなど、審査業務について最終的な責任を負う立場にある。その委員については、一定の水準の知識経験や資質等を確保するための基準及び手続が法定されていることに照らせば、その業務に堪え得る適性を備えていること、そして、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定を中心とする固定資産評価審査委員会の業務内容に照らせば、公正中立性に加えて、専門性も求められる。

また、勤務の態様、負担等については、執行機関の委員として決定等をするには、各般の文書や資料に係る検討等のため、会議開催時に来庁するだけでなく、相応の実質的な勤務が必要となる。さらに、業務の専門性に鑑み、その業務に必要な専門知識の習得、情報収集等に努めることも必要となることを併せ考慮すれば、固定資産評価審査委員会の委員の業務については、形式的な会議日数のみをもって、その勤務の実質が評価し尽くされるものではない。

すなわち、固定資産評価審査委員会委員に対する報酬額に係る審議会での議論、検討は、上述した委員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要するものであるといえる。

4. 前回調査時(平成29年度)以降で特に状況が変わった点

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、会議を書面会議により行った。そのため、各委員の平均活動時間が算出が困難であり、また、活動内容によって報酬の支払の要否を判断することが求められるようになった。

本委員会では、単なる事務連絡に留まる内容の会議と、実質的に審査又は協議を求める内容の会議があり、それぞれの活動時間、報酬の有無を検討する必要があった。

現状、審査の申出がないので特段の支障は発生していないが、今後の審査業務の際にどのような会議のあり方が適切であるかを検討する必要がある。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	教育委員会
--------	-------

基本情報

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「法」という。)第21条に規定する事項 川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則に規定する事項 ただし、川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例に規定する事項を除く 詳細は別紙参照
委員定数	4人(法第3条)
委員の資格	当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有する者 その他、同一政党に関する規定、保護者である者を含まなければならない規定あり (法第4条第2項から第5項) ただし、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者は委員長または委員となることができない規定あり
選任方法	地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。(法第4条第2項)
任期	4年(法第5条)
(現在の任期期間)	平成29年10月1日～(2期目)、 令和2年10月1日～(2期目)、 平成30年12月25日～(1期目)、 令和元年10月1日～(1期目)
報酬	月額 150,200円

2. 業務内容

<p>委員会の会議 教育委員会の所管する事項について審議、協議、報告等を行う。 定例会、臨時会、協議会・懇談会 他の会議等</p> <p>・総合教育会議 市長と教育委員会で教育に関する施策等について協議・調整を行う。</p> <p>・市長、社会教育委員、川西市PTA連合会、川西市子どもの人権オンブズパーソン等との懇談会 教育委員会連合会等</p> <p>・阪神7市1町、兵庫県、近畿の連合会総会及び研修会に出席。 ・役員を務める委員は、理事会及び全国の総会、要望活動に出席。 ・研修会の内容は、教育課題に対する講演、意見交換、事例研究など 行事等</p> <p>・学校、幼稚園、保育所、公民館などで開催される行事に出席。 ・学校園所の入学式、卒業式、運動会等 ・学校園での研究授業等 ・教職員研修等 ・公民館講座、文化祭、高齢者大学レフネック入学式、卒業式 ・成人式、訓示会等 その他</p> <p>・教科書採択協議会委員 ・学校管理職選考面接委員 ・学校園訪問(新任校園長、教頭と懇談)</p>

3. 権限の範囲

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第21条の規定によるもの
教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
教科書その他の教材の取扱いに関すること。
校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
学校給食に関すること。
青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
スポーツに関すること。
文化財の保護に関すること。
ユネスコ活動に関すること。
教育に関する法人に関すること。
教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。
ただし、川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の規定により、
スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)、
文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)
は市長の権限としている。
また、川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則の規定により、
保育の実施に関すること。
保育所、認定こども園及び地域型保育事業に関すること。
認可外保育所(地域保育園を含む。)に関すること。
放課後児童健全育成事業に関すること。
若者支援及び青少年の健全育成に関すること。
は教育委員会の権限としている。

4. リスクの範囲(訴訟 等)

地教行法第56条の規定により、抗告訴訟等については、教育委員会はその処分等について地方公共団体を被告とする訴訟について代表することとなる。
また、保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、公民館、図書館、留守家庭児童育成クラブなど多くの教育機関等を所管し、関係する職員、児童生徒、市民は多数に上る。特に、学校や保育所・幼稚園は生活する時間も長く、事件・事故等が発生する可能性は比較的高くなり、事件・事故が発生した際は、その責任が問われることが考えられる。

5. 特殊性、他市との差異 等

学校教育、生涯教育などいずれもすべての市民にとって関わりがあり、関心が高い分野である。市議会でも教育委員会の所管する事項に関する一般質問がなされることが多く、市議会や市民からの注目度が高い行政委員会である。
文化・スポーツに関する事項は市長の権限としているが、保育所などに関することを教育委員会の権限としている。

活動状況

1. 委員の活動状況(令和2年度実績)について

		活動日数	活動1回当たりの 平均的な活動時間	年間の 活動時間	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額、円)
委員会の会議	委員長					
	委員	12	1.5	18	48	
	計	12		18	48	
委員会の会議以外	委員長					
	委員	19	1	19	63	
	計	19		19	63	
合計	委員長					
	委員	31		37	111	7,209,600
	計	31		37	111	7,209,600

「委員会の会議以外」: 委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

- ・総合教育会議
法第1条の4に基づき、市長が招集する会議。年間2回程度
- ・市長、社会教育委員、川西市子ども的人権オンブズパーソン、川西市PTA連合会等との懇談会
関係機関等との意見交換会 年間各1, 2回
- ・教育委員会連合会総会、研修会等
近畿、県、阪神地区の連合会による。教育の諸課題等に対する研修会・講演会など。年間延べ6回程度
- ・県連合会理事会等
連合会の役員会。県教委への要望活動等 年間6回程度
- ・教育研究発表会、教職員研修会、入学式、卒業式、運動会他、学校園所訪問
学校園で開催される教育研究発表、教職員向け研修、学校行事への来賓参加・祝辞など 41校園所
- ・公民館等行事
公民館文化祭、生涯学習短期大学入学式・修了式、郷土館開催イベントなど 公民館10館、生涯学習短期大学、郷土館他
- ・成人式、教育長訓示 年間各1回
- ・学校管理職選考面接、教科書採択協議会等
面接委員や協議会委員など 年間各2回程度
- ・電話・メール等での資料校正など
会議資料、事案報告、意見収集、相談等

確認事項

1. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由

教育委員会委員は、執行機関である教育委員会の構成員として、教育行政に係る重要事項を審議、決定し、また、常勤の構成員である教育長の事務の執行状況をチェックする役割を担っている。

本市においては、学校、幼稚園、公民館等、図書館などのほか、保育所、認定こども園も教育委員会が所管しており、直接関係する職員、市民も多数である。

教育委員の活動は、会議の出席のほか、関係機関との懇談や、教育現場の見学や行事参加のほか、近年では、学校園の統廃合や中学校給食の実施など、大きな事業もあり、多岐にわたるものである。

電話、メール、郵便による相談、報告など、登庁を求めずに業務を依頼する機会も多くある。

教育・保育の現場での事件・事故等は、常に起こり得るものであり、委員には適時に報告を行うこととしている。

委員はほぼ市内に居住しているが、委員としての活動以外の時でも、教育についての質問や意見を伝えられている。

上記のとおり、活動は幅広く、その職責は重いことから日額ではなく月額報酬とすることは妥当であると考えられる。

2. 日額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点

業務内容や拘束時間の違いによる差(会議と式典や、2時間と1日など)

委員の活動(学校等を直接訪問する場合など)の把握・確認の方法

報酬の対象としない活動などの検討(事務局からの依頼ではなく、教育委員の発意による活動等)

教育委員会委員の活動については、その活性化が求められているところであるが、日額報酬制にすることで、その活動日数に予算の制約等も生じるおそれがある。

また、学校園等を直接訪問された場合の確認等、事務が煩雑になる。

3. 日額報酬制を採用するとした場合に金額設定等において考慮すべき点

基準となる業務や時間
職責等

4. 前回調査時(平成29年度)以降で特に状況が変わった点

特になし

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	選挙管理委員会
--------	---------

基本情報

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	選挙に関する事務及びこれに関係のある事務の管理。選挙管理委員会の開催。啓発活動。選挙事務の管理執行のほか、選挙長・開票管理者の選任。
委員定数	4人(地方自治法第181条)
委員の資格	選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもの(地方自治法第182条)
選任方法	普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する(地方自治法第182条)。
任期	4年(地方自治法第183条)
(現在の任期期間)	令和元年8月15日～令和5年8月14日
報酬	委員長 月額 117,900円、委員 月額 13,800円

2. 業務内容

(委員長・委員共通)

- ・定例委員会及び臨時委員会での議案の審査
- ・公職選挙法改正に伴う市選挙管理委員会の事務取扱方針の決定
- ・全国・近畿・県の各連合会主催の総会・研修会等への参加
- ・各種懸案事項に対する協議
- ・主権者教育に関する選挙出前授業への参加
(市内県立高校での出前授業の模擬投票などで候補者として参加する等)
- ・各種選挙時の街頭啓発等
(駅周辺での選挙啓発物品の配布等)
- ・川西市明るい選挙推進協議会が主催する総会や講演会への参加
- ・選挙の執行

(委員長)

- ・市議会への出席
- ・事務局職員の人事・サービス管理
- ・事務局決裁
- ・事務局との打ち合わせ
(委員会に上程する議案のほか、各種懸案事項について、委員長と事務局で事前の打ち合わせを行っている)

選挙管理委員会の職務として、選挙に関する事務の管理のほかにも、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通じて選挙人(有権者)の政治意識の向上に努めることや、投票の方法、選挙違反など選挙について必要と認める事項を選挙人に周知することも重要な職務である。また、選挙方法や当選人の決定方法の妥当性に関する申出の処理、地方公共団体の議会の解散請求、議員や長の解職請求の処置も選挙管理委員会の役割となる。

3. 権限の範囲

(委員長の権限)

- ・補充員をもって委員に補充すること(地方自治法第182条第3項)
- ・委員の退職を承認すること(地方自治法第185条第2項)
- ・委員長職務代理者を指定すること(地方自治法第187条第3項)
- ・委員会を招集すること(地方自治法第188条)
- ・委員の除斥又は事故により定足数に達しない場合に補充員をもって臨時委員に補充すること。(地方自治法第189条第3項)
- ・委員会の議事における可否同数の場合の決裁権の行使(地方自治法第190条)
- ・委員会が成立しない場合等に委員会の議決すべき事務を専決処分すること(川西市選挙管理委員会規程第18条)
- ・委員の招集の告知に招集の日時、場所及び議題を付記すること(川西市選挙管理委員会規程第8条第3項)
- ・委員会の議決を執行すること(川西市選挙管理委員会規程第16条)

(委員の権限)

- ・委員長の退職を承認すること(地方自治法第185条第1項)
- ・委員会の招集を請求すること(地方自治法第188条)

4. リスクの範囲(訴訟等)

(訴訟のリスク)

・選挙管理委員会の処分又は裁決に係る市を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が市を代表する(地方自治法第192条)。

・選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない(公職選挙法第205条)。

・「選挙の規定に違反していること」とは、選挙管理の任にある期間が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害される時をさす(例えば、啓発周知の方法の誤りで選挙人を混乱させた場合、投票用紙の交付誤り、選挙公報の掲載誤り、候補者の氏名等掲示誤りなど)。

・「選挙の結果に異動を及ぼす虞があること」とは、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。

このように、選挙管理委員会委員に直接、訴訟を起こすことはないにしても、選挙管理委員会として常に訴訟提起されることも想定しておかねばならない。

<参考>

・地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、選挙管理委員会に異議を申し出ることができる(公職選挙法第206条第1項)。

・前項の規定により異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる(公職選挙法第206条第2項)

・都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に不服がある者は、当該都道府県の選挙管理委員会を被告とし、高等裁判所に訴訟を提起することができる(公職選挙法第207条)

以上のように、市の選挙管理委員会が訴訟提起されるわけではないが、その訴訟については、県選挙管理委員会ともに対応することとなる。

5. 特殊性、他市との差異 等

衆議院小選挙区の区割り改定において、本市がその対象となり市の区域を分割されることとなった。これにより、衆議院議員総選挙時は、2つの選挙区の投票事務を行うことになるが、これは選挙時だけでなく、普段から有権者の異動等について、把握していく必要があり、委員会(委員)の負担は増すことになる。

活動状況

1. 委員の活動状況(令和2年度実績)について

		活動日数	活動1回当たりの 平均的な活動時間	年間の 活動時間	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額、円)
委員会の会議	委員長	12	1	12	1	
	委員	12	1	12	3	
	計	24		24	4	
委員会の会議以外	委員長	66	2.515	165.99	1	
	委員	0	0	0	0	
	計	66		165.99	1	
合計	委員長	78		177.99	2	1,414,800
	委員	12		12	3	496,800
	計	90		189.99	5	1,911,600

「委員会の会議以外」: 委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

委員長においては、市議会本会議の出席、各種連合会、協議会等の出席、選挙にかかる啓発活動等のほか、週に2回程度、選挙管理委員会事務局に出勤し、選挙事務に関する決裁や公職選挙法改正等に伴う課題等についての打ち合わせを行っている。

委員においては、各種連合会、協議会主催の研修会への参加、選挙に係る啓発活動等への参加など。

確認事項

1. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由 (委員長のみ)

選挙管理委員会は、地方自治法に基づいた執行機関である(地方自治法第180条の5)。委員会は、民主主義の根幹というべき選挙執行に関する重要事項全般を審議、決定しており、委員長はその委員会をとりまとめる大変、重要な役割を担っている。また、委員長は、選挙管理委員会への出席のほかにも、市議会本会議の出席、各種連合会、協議会等の出席、選挙にかかる啓発活動等のほか、毎週、選挙管理委員会事務局に出勤して選挙事務に関する決裁等を行っている。さらに、選挙管理委員会委員は、議会の選挙によって選ばれており、市長等が諮問し設置される審議会の委員とは、重要度も責任の度合いも違うものである。

以上のように、選挙管理委員会委員長の職責や、業務の内容を鑑みれば月額報酬とするのが妥当であると考えている。

2. 日額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点（委員長のみ）

1のとおり、選挙管理委員会委員長は月額報酬が妥当であり、日額報酬にはなじまないものである。

3. 金額設定等において考慮すべき点

特になし。

4. 前回調査時(平成29年度)以降で特に状況が変わった点

特になし。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	監査委員
--------	------

基本情報

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	市の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」などが、法令等に従って適正に行われているかどうか、また、効率的・効果的に行われているかどうかといった観点から、地方自治法等に基づいた各種監査や審査等を実施
委員定数	3人
委員の資格	人格が高潔で財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者(識見委員)及び議員(議選委員) 地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律54号)により、議選委員の選任の義務付けの緩和がなされ、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされました(現時点では条例化されていません)。
選任方法	市長が議会の同意を得て選任
任期	識見委員は4年、議選委員は議員の任期
(現在の任期期間)	小林代表監査委員(R2.4.1～R6.3.31)、向山委員(R2.4.1～R6.3.31)、黒田委員(R2.10.27～R3.10月の議会役員改選で新議選委員が決定する日まで)
報酬	代表監査 月額247,600円、監査委員 月額234,000円、議員選任委員 月額53,600円

2. 業務内容、権限の範囲

監査委員は、主として市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理を監査するために、市長その他の任命権者から拘束されない、独立した地位を有する執行機関です。

監査委員は、地方自治法その他の法令、川西市監査基準に従って、主に次のような監査等を実施します。

(1) 例月出納検査

各月の現金出納について、原則として毎月検査を実施します。

具体的には、会計管理者や各公営企業から出納日報や預金残高証明書のほか、収入・支出に係る伝票類の提出を受け、計数が適正なものとなっているか、伝票類は正確に記載されているか等の書類の検査を行い、会計管理者をはじめ、各担当者からヒアリングを行います。

検査終了後、市長及び議長に対して報告書を提出します。

(2) 決算審査

一般・特別、公営企業の各会計の決算及び基金運用について、諸書類の審査を実施します。

実施時期は、企業会計が6月上旬～7月下旬、一般・特別会計が7月中旬～9月上旬です。

審査の方法は、決算書類のほか、各課に關係資料、書類の提出を求める。監査委員及び事務局職員が資料を基に疑問点を洗い出し、事務局が予備審査を実施する。予備審査の結果を監査委員に復命し(公営企業会計、(3)の財務指標審査は調書を作成し復命する)、質問指摘事項の委員協議を行う。本審査当日の質疑事項を、事前(本監査の約1週間前)に關係課へ送付する。本審査は一般・特別会計3日間、企業会計1日の日程で關係職員(一般・特別会計:部長以下、企業会計:管理者以下)の出席を求め事前に送付した質疑内容について、監査委員との質疑応答を行う。

以上の審査を行い、審査調書、質疑内容及び監査委員の意見等を基に、監査委員の合議により意見書を作成し、市長に提出します。

(3) 財務指標審査

地方公共団体の財政の健全化のレベルを判断するための指標である健全化判断比率及び資金不足比率について、諸書類の審査を実施します。

実施時期や、審査の方法等は、決算審査と同様です。

(4) 定期監査

定期監査は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、主に合規性や正確性のほか、有効性や効率性などの観点でも監査を実施します。

監査は、全部局を5～6年間で一巡するサイクルとし、年間当初の計画により年間3部程度を対象として実施します。監査の方法は、対象部局に収入・支出関係資料をはじめ、業務委託や工事関連の契約書などの書類の提出を求める。監査委員及び事務局職員による予備監査を約1カ月半程度実施する。予備監査結果を事務局が監査調書にまとめて委員復命し、質問指摘事項の委員協議を行う。本監査当日の質問指摘事項を、事前(本監査の約1週間前)に関係課へ送付する。本監査当日は、関係職員(部長以下、各課長、担当主査等)の出席を求め、事前に送付した質疑内容について、質疑応答を行う。

以上の監査を行い、監査調書、質疑内容及び監査委員の意見等を基に、監査委員の合議により定期監査報告書を作成し公表するとともに、市長及び議長に提出しています。

また、監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善・措置状況について報告を求め、当該報告についても公表し、市長、議長に提出しています。

(5) 随時監査

定期監査のほか、必要があると認める場合にも監査を実施します。

川西市では、工事監査を随時監査としての位置付けで、施工段階や内容などを考慮し、監査に適する工事がある場合、原則として年1回実施しています。当監査は、監査委員が、監査対象部局等から提出された書類や事務局の質問に対する回答を基に実地調査等を行い、技術面や専門的な部分については技術士に委託し、書類審査、現地調査等を補完し実施しています。

監査の方法は、関係課から入札、契約、設計、工事等の関係書類の提出を求める。当日は、書類審査を行い、監査委員を含めて現地調査の後、質疑応答を行う。後日、技術士から報告書の提出を受ける。

以上の報告書に基づき、監査委員会議で監査結果報告書を作成し、公表するとともに、市長及び議長に提出しています。

また、監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善・措置状況について報告を求め、当該報告についても公表し、市長、議長に提出しています。

(6) 財政援助団体等監査

市が出資(1/4以上出資)又は補助金を交付している団体等を対象とし、原則として年1回実施しています。

対象団体が補助又は出資の目的に沿った事業がなされているか、適正な会計事務がなされているかなどについて監査を実施します。

監査の方法などは、定期監査と同様です。

(7) 行政監査

上記(1)～(6)の財務に関する監査等のほか、必要があると認める場合に一般行政事務についても適時に監査することができるとされています。

川西市では現在、行政監査単独での監査は実施していませんが、定期監査の中に行政監査的な視点を取り入れて実施しています。

(8) 住民監査請求監査

住民監査請求は、上記のように監査委員が計画的かつ自発的に監査を実施するのとは違い、住民から、市長等の職員について違法又は不当な財務会計上の行為があり、必要な措置を講ずべきとの請求があった場合に監査を実施するものです。(監査期間＝申請受付日の翌日から60日以内)

監査の方法は、申請書の要件審査(監査委員による受理・補正命令・却下の決定) 事務局による準備(関係部局への資料提出依頼や関係資料の収集等) 監査委員による監査(・請求人に対する証拠の提出及び陳述の付与・関係部局職員に対する事情聴取)

以上の監査を行い、監査委員の合議により、監査結果の方針を決定し、監査結果報告書を作成します。

監査結果は請求人に通知するとともに公表します。

また、請求に理由があると認める場合には、市又は職員に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告し、勧告に示した期間内に措置報告を求めます。

(9) その他の監査

上記のほか、監査委員の職務権限に基づくものとして主に次のものがあります。

- ・職員の賠償責任に関する監査
- ・住民からの直接請求監査
- ・議会の請求に基づく監査
- ・市長の要求に基づく監査
- ・指定金融機関等監査

3. リスクの範囲(訴訟 等)

地方自治法では、監査委員の職務権限として様々な権限が定められ、数多くの規定があるのに対し、義務に関する規定は、守秘義務などに限られています。

当然、監査結果(報告書)は、監査委員の連名によるものであり、それに対する責任は監査委員一人一人にあり、重大な責任を負っているといえます。

ただし、監査委員に対する訴訟については、国家賠償請求法等に基づく損害賠償請求が提起されたという事例がほとんどないのが実状です。

なお、住民監査請求の結果に不服がある場合は、住民訴訟を提起することができます。

また、住民訴訟において、損害賠償や不当利得返還請求を命ずる判決が確定し、市が市長等に対し損害賠償等を請求する訴訟を提起する場合は、代表監査委員が原告である市を代表することになります。

4. 特殊性、他市との差異 等

監査委員は、それぞれの委員が独立して職権を行使する独任制の機関です。

他の行政委員会と違って、委員会制をとっていないため監査委員を対外的に代表する委員長は置かれていません。ただし、識見委員の1人が代表監査委員として監査委員に関する庶務に関する事務を行います。

また、監査委員制度は地方自治法に基づくものであり、勤務形態や、人員等が異なるものの、職務に関して他市と差はありません。

活動状況

1. 委員の活動状況(令和2年度実績)について

		活動日数	活動1回当たりの平均的な活動時間	年間の活動時間	出席委員数(延べ)	報酬総額(決算額、円)
委員会の会議	代表監査	28	7	196	28	
	監査委員	28	7	196	28	
	監査委員(議員選出)	28	7	196	28	
	計	84		588	84	
委員会の会議以外	代表監査	119	2	238	120	
	監査委員	1	1	1	1	
	監査委員(議員選出)	0	0	0	0	
	計	120		239	121	
合計	代表監査	147		434	148	2,971,200
	監査委員	29		197	29	2,808,000
	監査委員(議員選出)	28		196	28	643,199
	計	204		827	205	6,422,399

「委員会の会議以外」: 委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

代表監査委員は、毎週約3回に出勤し、監査内容の確認等を行っています。

また、例年監査関係の研究会に出席していますが、2年度は研究会が中止となりました。

令和元年度までは市議会本会議へ出席されていましたが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から出席されていません。

確認事項

1. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由

監査委員は、毎月実施する例月出納検査や定期監査、決算審査、住民監査請求などの監査を年間通じて実施しており、委員会等への出席するときのみ監査をしているのではなく、事務局による事前調査を含め、監査期間中はすべて、監査委員が監査を行っているというスタンスです。

また、監査委員は市長その他の任命権者から拘束されない独立した地位を有する執行機関であり、多岐にわたる権限が与えられるとともに、監査結果に対しては、監査委員一人一人が重大な責任を負うものです。

さらに、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律54号)により、監査制度の充実強化等が行われることとなり、監査委員の責任が重くなりました。

改正点の主なものとして、

令和2年4月1日から監査の統一な考え方や監査の品質を確保するため、監査委員が定めた川西市監査基準に従って監査を行わなければならないこととなり、これまで以上に監査は専門性が求められ、十分な調査のうえ指摘の根拠を明確にして監査を行わなければならないとなりました。

監査委員は、監査の結果に関する報告のうち、議会、長または委員会若しくは委員において、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとなりました。

住民監査請求後の権利放棄における監査委員からの意見聴取をすることとなりました。具体的には、議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に係る行為又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならず、この監査委員による意見の決定は、監査委員の合議によるものとされました。

このほか、改正法では、県知事や指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが義務化され、川西市は努力義務とされていました。

令和元年度に市長が内部統制基本方針を策定され、内部統制制度の整備推進が進められており、監査としても、この整備状況を活用し、リスク・アプローチの監査を進めているところです。

以上のことから、会議等への出席に対する対価としての報酬ではなく、監査委員が有する職務や責任に対する報酬とするべきであり、現状の月額報酬が妥当と考えます。

2. 日額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点

監査委員は、監査の結果等に重大な責任を負っており、それは月額報酬であることによって担保されるべきであり、日額報酬にはなじまない。

また、監査委員は、事務局を通じ、年間を通じて監査を実施しており、報酬を支払うべき日数の算定が困難である。

3. 日額報酬制を採用するとした場合に金額設定等において考慮すべき点

監査委員報酬については、上記の理由により、日額報酬にすることは困難であると考えます。

4. 前回調査時(平成29年度)以降で特に状況が変わった点

1の欄に記載のとおり、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律54号)により、監査制度の充実強化等が行われることとなり、監査委員の責任が重くなったことです。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	公平委員会
--------	-------

基本情報

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定、職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決または決定、職員からの苦情処理、管理職員等の範囲を定める、職員団体の登録等を所掌
委員定数	3人
委員の資格	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者
選任方法	市長が議会の同意を得て選任
任期	4年
(現在の任期期間)	満村委員長(R1.8.14～R5.8.13)、大西委員(R3.8.4～R7.8.3)、藤田委員(H30.8.1～R4.7.31)
報酬	委員長 日額 15,700円、委員 日額 13,800円

2. 業務内容、権限の範囲

公平委員会は、地方公務員法に基づき設置されている行政委員会であり、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、市長その他の任命権者から拘束されない、独立した地位を有する準司法的な機能を有する機関です。

公平委員会が行う職務は次のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求

公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限された代償の一つとして措置要求制度があります。

この制度は、職員に給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局により適正な措置がとられるべきことを要求する権利を認めたものです。

対象となる事項は、給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項、昇任、降任、転任、免職、退職及び懲戒の「基準」に関する事項、労働に関する安全及び衛生に関する事項、執務環境、福利厚生等に関する事項などで、勤務条件に該当しないものや市の管理運営事項に該当するものは対象になりません。

これらの要求があつたときは、公平委員会は、事案について口頭審理その他の方法による審査及び判定を行い、その結果に基づいて、権限を有する市の機関に対し、必要な勧告をすることとしております。

(2) 不利益処分に対する審査請求

市長など各任命権者によって懲戒処分その他の不利益な処分を受けた職員から処分に対し不服があるとして審査請求があつた場合は、公平委員会が書面・口頭審理など、必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済方法です。

(3) 職員からの苦情相談

勤務条件その他人事管理全般に関する苦情相談の処理をします。

苦情相談の例としては、辞職を強要されている、職場でいじめや嫌がらせを受けている、休暇を認めてもらえないなどです。

公平委員会は、苦情相談の申し出があつた場合は、申出人に助言するほか、関係者からの事情聴取や調査を行い、必要に応じてあっせんや改善の指導等を行います。

(4) 管理職員等の範囲を定める権限

地方公共団体の労使関係で使用者側の立場に立って行動すべき職責を有する職員(管理職員等)の範囲について、公平委員会が規則を制定し定めております。

2. 業務内容、権限の範囲

(5) 職員団体(労働組合)の登録関係事務

職員団体の登録は、公平委員会の権限に属するもので、新規登録、役員変更等の登録事項変更などの審査を行います。

(6) 再就職者による依頼等の届出

平成28年4月1日に「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、地方公共団体では、職員の退職管理に関する取組が義務付けられました。

本市も市民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務の公正性及び市民の信頼を確保することを目的として、退職管理の適正を確保するための条例及び規則を制定しました。

公平委員会においても、元職員から働きかけがあった職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があり、その届出に関し必要な事項を規則で定めています。

この届出により、任命権者に対して違反行為の調査の要求、調査経過の報告要求、調査経過の意見陳述を行うことができることとなっています。

(7) その他

その他法令に基づく権限に属する事務として、次のものがあります。

- ・学校医等の公務災害に係る審査請求
- ・職員の退職管理に関する事務

3. リスクの範囲(訴訟 等)

不利益処分に対する審査請求に対し公平委員会が裁決した判定について、不服がある場合は、訴訟を提起することができます。

また、勤務条件に関する措置の要求に対し公平委員会が行った判定についても、取り消し訴訟の対象になるとされています(措置要求を違法に却下、棄却された場合は、職員の権利を侵害するものであるため)。

4. 特殊性、他市との差異 等

公平委員会は、市の職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障する目的で設けられた準司法的権限を有する機関です。

また、公平委員会の組織や権限等は法律で定められており、市によって差異はありません。

活動状況

1. 委員の活動状況(令和2年度実績)について

		活動日数	活動1回当たりの平均的な活動時間	年間の活動時間	出席委員数(延べ)	報酬総額(決算額、円)
委員会の会議	委員長	2	1	2	2	
	委員	1	1	1	2	
	計	3		3	4	
委員会の会議以外	委員長	1	1	1	1	
	委員	0	0	0	0	
	計	1		1	1	
合計	委員長	3		3	3	47,100
	委員	1		1	2	27,600
	計	4		4	5	74,700

「委員会の会議以外」: 委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

例年出席している公平委員会連合会の総会や事務研究会等が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止及び書面審議となったため、令和2年度は委員会の会議以外の活動状況は無し。

確認事項

1. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由

2. 日額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点

3. 金額設定等において考慮すべき点

費用弁償的な側面もあり、弁護士等が委員に就任することで、それに見合う報酬を設定する必要がある。
また、会議開催が困難な場合における、書面審議の場合(書類を送付してお諮りする場合)の報酬についても検討する必要がある。

4. 前回調査時(平成29年度)以降で特に状況が変わった点

平成30年度より、委員報酬について、月額制から日額制へ変更となった。
公平委員会委員長の報酬額が、月額41,600円から日額15,700円となり、
公平委員の報酬は、月額29,500円から、日額13,800円となった。
(平成29年度の川西市特別職報酬等審議会により、公平委員会委員長及び公平委員の勤務類型や勤務特性など、
慎重に審議がなされ、答申された結果、市議会(平成29年12月)において、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び
費用弁償に関する条例の一部改正が可決され、委員報酬額が改正されたことによる。)

地方公務員法及び地方自治法の一部の改正が令和2年4月1日に施行され、地方公共団体における臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するために、会計年度任用職員制度が新設されました。
これに伴い、臨時職員や嘱託職員は対象外であった不利益処分に対する審査請求等が認められることとなり、公平委員会制度の対象となる職員数が増加しています。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	農業委員会
--------	-------

基本情報

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	農業委員報酬
委員定数	川西市農業委員会の委員の定数を定める条例
委員の資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者 (1) 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者ではない (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない。
選任方法	推薦、応募の実施 平成28年法改正により、平成30年から新たな委員の選出方法は、公選制から市長が議会の同意を得て任命する選任制に変更した。
任期	3年
(現在の任期期間)	令和3年8月1日～令和6年7月31日
報酬	会長 月額 59,500円、副会長 月額 50,100円、委員 月額 45,800円

2. 業務内容

<p>農業委員会の業務内容は、大きく分けて以下の4つに分類されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地の確保と有効利用 効率的な農地利用について農業者を代表して公正に審査する。 農地法等の許可、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画の決定 農地利用状況調査 遊休農地対策 2. 農地等の利用の最適化 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進 中間管理法26条3項による農地所有者の意向把握や地域の農業者等の話し合いに参加 3. 農業の担い手の育成・確保 農業経営の合理化により地域農業の発展を目指す 農業者年金の加入推進 調査・情報提供活動 4. 農業者の代表として地域の課題解決への取り組み <p>なお、平成28年の農業委員会法の改正で、農業委員会に農地利用最適化の現場活動を行うために農地利用最適化推進委員が新設されましたが、本市においては、「農地利用最適化推進委員」を委嘱しないため、これらの業務も農業委員が行うこととなります。</p>

3. 権限の範囲

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する専属的権限を有します。

主なものは、以下のとおりです。

1. 農地法に基づく事務

・農地の権利移動の許可（農地法第3条）

・農地転用の意見送付（農地法第5条）

（調整区域で農地を農地以外に転用する場合には、農業委員会総会で審議し、意見を決定して、県知事に送付）

・農地の権利取得を認める別段の面積の設定

・遊休農地の所有者等に対する利用意向調査（農地法第30条～第42条）

・農地適格者法人の要件確認と勧告（農地法第6条）

・農地の利用状況調査（農地法第30条）

2. 農業経営基盤強化促進法に基づく業務

3. 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく業務

4. その他の法律に基づく業務

・土地改良法に基づく業務

・特定貸付法に基づく業務

（市民農園の貸付けの承認）

・市民農園整備促進法に基づく業務

（市民農園開設認定の決定等）

・生産緑地法による事務

都市農地貸借円滑化法に基づく業務

（都市農地を借りて自ら耕作するものが作成する事業計画について、要件を満たす場合には、農業委員会の決定を経て認定）

4. リスクの範囲（訴訟 等）

上記「3. 権限の範囲」に記載している権限を有していることから、これらの判断におけるトラブルを巡って訴訟に発展するリスクは存在します。

例えば、権利移動や転用許可処分に関して、近隣住民等から農地以外のものにするにより、何らかの支障があるとの訴えなどが考えられます。

5. 特殊性、他市との差異 等

本市の場合は、南北に縦長の市域であり、農地については、南部地域では市街化区域（生産緑地を含む）が中心で、中部・北部地域では市街化区域と市街化調整区域が混在した中で農地が存在しており、農業形態は地域によって課題も大きく異なっているのが現状であります。

活動状況

1. 委員の活動状況（令和2年度実績）について

別紙（R2年農業委員活動集計表）のとおり

「委員会の会議以外」：委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

0

2. 委員会の会議以外の活動状況について

別紙（R2年農業委員活動集計表）のとおり

確認事項

1. 月額報酬制を採用していることについての評価とその理由

農業委員会の主たる業務は、農業全般にわたる諸問題を農業者の創意と自主的な協力によって総合的に解決していくとともに、農地の最適化を推進していくことであり、その活動内容は、毎月1回の定例会(協議会含む)への出席を除くと、そのほとんどが現場(農地)での活動が中心となる。

また、その現場活動も、法に基づく利用状況調査及び意向調査については、ある一定の期間内(8月～11月)に行うこととしているが、その他の現場活動である農地転用のための現地調査や、農地貸借の立会及び相続税納税猶予地の確認、各委員が担当する地域での農地の見守りなどは、時期に関係なく不定期にその活動は行われている。

以上のことから、農業委員は、法に基づく業務は当然のことながら、農地を守り、農家の相談役という責務から自己の発意によって、保全・管理を推進したり、月額報酬としている判断は適当なものと考えられる。

2. 日額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点

農業委員の活動が単に定期的な会議の出席のみであるのなら日額報酬も可能であるが、農業委員の活動は、常に地域内の農地管理を中心としていることから、これを日数で管理することは非常に困難であると考えられる。

農地を守り、農家の相談役という責務から自己の発意による活動をどこまで報酬の対象にするかの線引きが困難で、予算の制約がでてくる場合もある。

また、活動内容も現実的には各地域の特性もある中で、各地域を担当する委員間では隔たりも生じることから、これを日額報酬にするとすると、各委員間における不平を宿す要因にもなりかねず、委員会としての統制を確保できず、ひいては、よりよい委員会の活動を妨げる虞があるものと考えられる。

3. 日額報酬制を採用するとした場合に金額設定等において考慮すべき点

農業委員の報酬は、一般的な本庁舎内での会議等の出席にかかる報酬が中心となるものではなく、それらに加えて、農業者を代表した”地域の世話役”としての役割を果たす活動を中心とした業務に対する対価であることから、金額設定に当たっては、このことを十分に考慮した上で金額の設定を決定してほしい。

また、設定に際しては、他市との比較も重要であるが、農地という現場においては、各市のそれぞれの特性があることから、面積などによる単純な比較は避けるべきと考える。

4. 前回調査時(平成29年度)以降で特に状況が変わった点

・平成30年からの委員の選出方法は、公職選挙法に基づく選挙による選出から、市長が議会の同意を得て任命する選任制に変更された。

・利用状況調査と荒廃農地調査が統合され、農業委員の利用状況調査内容も見直され、遊休農地の状況を詳細に記録することとなった。(令和3年6月)

・すべての再生可能な遊休農地の利用意向調査の毎年実施(令和3年4月 農地法施行規則第77条改正)

〈令和2年農業委員活動集計表〉

委員 項目	現地 調査・ 面接	利用 状況 調査等	国税の 納税 猶予 調査	その他					合計
				決裁等	会議	定例 委員会・協 議会 (同時 開催)	議事録 確認	相談	
会長(1人)	0	0	2	28	0	3	0	0	33
副会長(1人)	13	12	1	19	4	11	0	0	60
その他の委員 (14人)	70	84	54	0	0	143	22	3	376
計	83	96	57	47	4	157	22	3	469

定例委員会は、R2年4月は、緊急事態宣言のため、書面報告のみ。

緊急事態宣言発令のたびに、人数を減らして開催している。

会長は、体調不良のため、副会長が職務執行代理者として活動することが多かった。